

地方消費税率の引上げ分の使いみち

消費税率引上げ分の地方消費税交付金については、社会保障経費(年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策)、その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に充てることとされています。

令和4年度決算における充当額は以下のとおりとなります。

(単位:千円)

経費区分	予算額	財源内訳			引上げ分の 地方消費税 交付金	備考	
		国県支出金	その他	一般財源			
社会福祉	障害者福祉	9,721,183	6,487,611	11,138	3,222,434	785,027	扶助費(性質別)
	高齢者福祉	1,213,856	263,848	177,074	772,934	188,297	
	児童福祉	14,840,214	10,048,255	505,957	4,286,002	1,044,128	
	生活保護	7,029,023	5,229,192	0	1,799,831	438,463	
	その他	47,469	16,745	0	30,724	7,485	
社会保険(国保・介保)	9,769,394	1,595,618	0	8,173,776	1,991,242	他会計繰出金等	
保健衛生	382,306	245,776	0	136,531	33,261	扶助費(性質別)	
合 計	43,003,445	23,887,045	694,169	18,422,232	4,487,903		

※特定財源、一般財源

国県支出金など財源の使いみちが特定されているものを特定財源、市税など財源の使いみちが特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源といいます。